

◆ P T A 団体傷害保険の内容

1. 被保険者（保険の対象者）

- (1) P T A 会員（保護者・教職員）および本校の生徒
- (2) P T A 会員の同居の親族
- (3) P T A 行事への参加が事前に P T A により認められている者。

2. 保険金を支払う場合（ただし、日本国内における事故に起因するものに限る。）

- (1) 被保険者が P T A 会員の所属する P T A の管理下において P T A 行事に参加している間。
- (2) 被保険者が P T A 行事に参加するため P T A が指定する集合、解散場所と被保険者の自宅との通常の経路の往復中。

3. 保険金の種類および保険金額

- (1) 死亡保険金・後遺障害保険金・・・500万円
※後遺障害については程度に応じて3～100%
- (2) 入院保険金（日額）・・・5,000円（事故発生日より180日以内の入院）
- (3) 手術保険金・・・入院保険金額に所定の倍率（10・20・40倍）
- (4) 通院保険金（日額）・・・3,000円（事故発生日より180日以内の通院）

◆ P T A 賠償責任保険の内容

1. 被保険者（保険の対象者）

- (1) P T A 管理者に対する賠償責任については・・・本校 P T A
- (2) 生徒などに対する賠償責任については・・・本校 P T A の生徒・親権者等

2. 保険金を支払う場合

- ・ P T A 活動中、他人の身体に障害を与えた場合・または他人の財物を損壊した場合。
（P T A 活動危険）
- ・ 学校などから借用した用具等を、P T A 会員や生徒が損壊・紛失・盗難に遭った場合。
（受託物危険）
- ・ 本校の生徒が他人の身体に障害を与え、または他人の財物を損壊したことにより、当該生徒（もしくは親権者）が法律上の賠償責任を負担する場合。（生徒賠償危険）

3. 保険金の種類および保険金額（上限） ※免責金額については省略

- ・ P T A 活動危険・・・ 対人：一名につき5000万円、一事故につき5億円
対物：一事故につき5000万円
- ・ 受託物危険・・・ 対物：加害会員一名につき100万円（限度額は3000万円）
- ・ 生徒賠償危険・・・ 対人・対物共通：一事故につき1億円

※ご不明な点などがありましたら、執行部までお問い合わせください。